

## 災害時の歯科保健医療救護活動に関する協定書

公益社団法人岐阜県歯科医師会（以下「甲」という。）と朝日大学医科歯科医療センター（以下「乙」という。）は、災害時における歯科保健医療救護活動（以下「救護活動」という。）について、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岐阜県災害歯科保健医療部会規程第4条第1項第2号に規定する大規模災害発生時の大学機関との連携構築及び岐阜県災害歯科保健医療連絡協議会行動指針に基づき、甲が災害時に行う救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（人員の派遣）

第2条 甲は、岐阜県災害歯科保健医療連絡協議会行動指針に基づき、災害時における救護活動を実施する上で、必要があると認めた場合は、乙に対し、人員の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、可及的速やかに救護活動への人員を選出し、甲から指定があった災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙が派遣する人員は、派遣元である乙の職員として救護活動に従事する。

（歯科医療救護班の業務）

第3条 乙が派遣する人員は、災害現場等の救護所等において、救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
- (2) 前号の傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・口腔健康管理並びに被災住民に対する歯科保健指導
- (4) 災害発生地域における中長期的な復興支援に対する協力
- (5) その他、歯科医療救護に係わる業務

（指揮命令等）

第4条 乙が派遣する人員に対する指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する人員の意見を尊重するものとする。

（人員の輸送）

第5条 甲は、救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

（医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する人員が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置を講ずるものとする。

（研修及び訓練）

第7条 乙は、救護活動に関する派遣人員の研修に努めるとともに、甲及び乙が主催する研修並びに訓練等に積極的に関係者を参加させるものとする。

(啓発)

第8条 甲及び乙は協力して防災に関する県民への啓発に努めるものとする。

(実費弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が人員を派遣した場合に必要な次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成並びに派遣に必要な旅費及び日当
- (2) 歯科医療救護班が救護活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (3) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要とした実費(補償)

第10条 甲は派遣する人員の救護活動における事故等に対応するため、傷害保険に加入させるものとし、当該保険料を負担するものとする。

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項又はこの協定の条項運用にあたり疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、解決するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了1か月前までに、甲又は乙いずれからも書面による協定解消の意思表示がないときは、この協定は同一条件をもってさらに1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印(又は記名押印)の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岐阜県岐阜市加納城南通り 1-18  
公益社団法人岐阜県歯科医師会

会 長 \_\_\_\_\_

乙 岐阜県瑞穂市穂積 1851  
朝日大学医科歯科医療センター

センター長 \_\_\_\_\_